

[事案 23-164] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 3 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

こども保険の申し込みの際、契約書類に押印しておらず、元本割れのリスクについての説明を受けていないこと等から、契約の無効を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 7 月にこども保険に加入した。しかし、以下のとおり、加入時に募集人による虚偽説明および説明不足があったことから、本契約は無効であるので、払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 契約者ではなく、募集人が、「印鑑をお借りします」と言って、すべての契約書類に押印した。
- (2) 募集人から、「昔みたいに 2 倍にはならないけど、3～5 割は増える」と勧誘を受けた。
- (3) 積立金の利息が変動することを募集人は知らず、満期時に払込保険料を元本とした場合の、元本割れするリスクがあることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に確認したところ、申立契約への契約締結に際して、設計書にて契約内容を正しく説明のうえ、「ご契約のしおりー約款・定款」等を手交し、申立人が申込書に自署している。
- (2) 申込書の押印については、申立人の主張のとおり、募集人が申立人の意思を確認したうえで押印した可能性はあるが、18 年も前のことであり事実関係は判然としない。
- (3) 契約内容については毎年通知しており、また、本契約はすでに保険期間が満了し、平成 23 年 7 月に満期保険金を支払い済みであり、よって契約は有効と判断される。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①押印代行につき無権代理（民法 113 条）による無効、②保険会社の説明義務違反を理由として契約取消しを主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 押印代行について

- ① 募集人は、申立人から印鑑を借りて目の前で押印したことが認められ、申立人から募集人に対して押印の代行に関する許諾があったと認められることから、無権代理とはならない。
- ② したがって、申立契約が無権代理により無効であるとの申立人の主張は認めることが

できない。

(2)説明義務違反について

- ①申立契約は平成5年に締結されており、消費者契約法第4条1項2項の適用対象ではないが、念のためこの点についても判断すると、そもそも「元本」という概念は、利殖の基となる金員という意味であるが、保険契約における保険料は、被保険者において保険事故があった場合に、保険金として給付することを目的に契約者から支払を受けるものであって、一時払変額保険などの特殊な保険を除き、それ自体利殖を目的とするものではないことから、そもそも元本という概念には該当しない。
- ②したがって、保険会社における通常の保険契約では、満期時に契約者が受け取る金員が支払保険料を下回る可能性があることを説明するべき義務はない。
- ③よって、募集人には説明義務違反は認められず、申立人の契約取消しについての主張は認めることができない。

【参考】

民法113条（無権代理）

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。